

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企 業 長 宛

水道直結式スプリンクラー設備に係る誓約書

1. 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、越谷・松伏水道企業団（以下、「企業団」という。）に責任がないこと。また、その場合の対応について、事前に計画しておくこと。
2. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、1のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。
3. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は企業団が負わないこと。
4. 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記の事項について譲受人に熟知させること。

下記給水装置設置場所における水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、上記事項について誓約いたします。

給水装置設置場所 越谷市
松伏町

給水装置の所有者 住 所
氏 名 ⑩

消 防 設 備 業 者 業者名
消防設備士氏名 ⑩

指定給水装置工事事業者 業者名
主任技術者氏名 ⑩